

2010年10月28日

日 本 銀 行

「資産買入等の基金運営基本要領」の制定等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、短期金利の低下余地が限界的となっている状況を踏まえ、金融緩和を一段と強力に推進するために、長めの市場金利の低下と各種リスク・プレミアムの縮小を促す観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「資産買入等の基金運営基本要領」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」を別紙2のとおり制定すること。
3. 「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入における買入対象先選定基本要領」を別紙3のとおり制定すること。
4. 「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」を別紙4のとおり制定すること。
5. 「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先選定基本要領」を別紙5のとおり制定すること。
6. 「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション基本要領」を別紙6のとおり制定すること。
7. 「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション

における貸付対象先選定基本要領」を別紙7のとおり制定すること。

8. 資産買入等の基金における指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入れ等に関し、日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙8および別紙9のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局 中尾根 (03-3277-3768)

佐久田 (03-3277-1634)

「資産買入等の基金運営基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融緩和を一段と強力に推進する観点から、長めの市場金利の低下と各種リスク・プレミアムの縮小を促すための臨時措置として、資産買入等の基金（資産の買入れおよび共通担保資金供給オペレーション（適格担保を担保として行う公開市場操作としての貸付けをいう。）による貸付けを行うために本行バランスシート上に創設する基金をいう。以下「基金」という。）の運営を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入店および貸付店ならびに対象先

買入対象資産および貸付けごとに別に定める。

3. 基金の運営方法等

(1) 基金は、資産の買入れおよび共通担保資金供給オペレーションによる貸付けにより運営するものとする。

(2) (1) の資産買入れにおける買入対象資産は、利付国債、国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。以下同じ。）、CP等（コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。）、短期社債、不動産投資法

人コマーシャル・ペーパー、短期不動産投資法人債、保証付短期外債、資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券をいう。以下同じ。)、社債等(社債および不動産投資法人債をいう。以下同じ。)、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口のうち別に定めるものとする。

4. 買入残高および貸付残高の上限

(1) 買入残高の総額は5兆円程度、貸付残高の総額は30兆円程度を上限とする。

(2) 3.(2)に定める買入対象資産ごとの買入残高の上限は以下のとおりとする。

イ、利付国債	1.5兆円程度
ロ、国庫短期証券	2兆円程度
ハ、CP等	0.5兆円程度
ニ、社債等	0.5兆円程度
ホ、指数連動型上場投資信託受益権	0.45兆円程度
ヘ、不動産投資法人投資口	0.05兆円程度

5. 買入れおよび貸付けの条件

2.ないし4.に定めるほか、買入れおよび貸付けの条件は、買入対象資産および貸付けごとに別に定める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。ただし、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入れ等に関する規定は、日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日以後の別に定める日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金運営基本要領」（平成 22 年 10 月 28 日付政委第 92 号別紙 1.）に定める資産買入等の基金の運営として、国債等の買入れ（売戻条件を付さない利付国債および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。以下同じ。）の買入れをいう。以下同じ。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 適用

資産買入等の基金の運営として行う国債等の買入れは、「国債売買基本要領」（平成 11 年 3 月 25 日付政委第 43 号別紙 1.）および「国庫短期証券売買基本要領」（平成 11 年 10 月 27 日付政委第 163 号別紙 1.）の定めにかかわらず、この基本要領による。

3. 買入店

本店（業務局）とする。

4. 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）、金融商

品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

5．買入対象

利付国債（残存期間が1年以上2年以下の2年債、5年債、10年債および20年債に限る。）および国庫短期証券のうち、7．に定める入札を実施する日以前に発行されたものとする。

6．買入残高の上限

「資産買入等の基金運営基本要領」4．（2）イ、およびロ、に定めるところによる。

7．買入方式

売買利回りの下限（以下「下限利回り」という。）を年0.1%とし、買入対象先が売買利回りとして希望する利回りから下限利回りを差し引いて得た値（以下「売買希望利回較差」という。）を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。

8．買入価格

買入価格は、買入先が買入れを希望する利付国債および国庫短期証券の銘柄ごとに、下限利回りに7.により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格とする。

9. 買入日および買入金額等

買入日、買入金額、買入対象銘柄、買入先その他買入れを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入れのつど決定するものとする。

10. その他

この基本要領に基づく利付国債の買入残高は、「金融市場調節方針の変更に関する件」（平成13年3月19日付政委第40号）（案件）3.ただし書きに定める「日本銀行が保有する長期国債の残高（支配玉<現先売買を調整した実質保有分>ベース）」には算入しない。

（附則）

この基本要領は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入における
買入対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙2.）に規定する買入対象先（以下「買入対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入対象先の選定基準等

（1）買入対象先の選定に当っては、買入対象先となることを希望する先を公募するものとする。

（2）買入対象先については、（1）の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であること（ただし、ホ、の場合を除く。）

ニ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

ホ、買入に係る決済を委託する場合には、その買入に係る決済を、銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められた国債振替決済制度の参加者(間接参加者を除く。)であって、上記イ、、ロ、および二、の要件を満たす者に委託すること

3. 買入対象先の遵守事項等

(1) 買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、本行の資産買入等の基金の運営として行う国債等買入に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 買入対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・
ペーパーおよび社債等買入基本要領」

1．趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙1．）に定める資産買入等の基金の運営として、コマーシャル・ペーパーおよび社債等の買入れを行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2．買入店

本店（業務局）とする。

3．買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 買入対象

「資産買入等の基金運営基本要領」3.(2)に定めるCP等または社債等であって以下の要件を満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

(1) 通則

イ、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)に定める適格担保基準を満たすものであること。ただし、格付および残存期間に関し、(2)ないし(7)に定めのある事項については、当該規定の要件を満たすものであること。

ロ、6.に定める入札を実施する日以前に発行されたものであること。

(2) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債

格付について、次のイ、またはロ、を満たしていること。

イ、適格格付機関からa-2格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しないコマーシャル・ペーパーまたは短期社債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業が、適格格付機関からa-2格相当以上の格付を取得していること。

(3) 資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券

適格格付機関から a - 1 格相当の格付を取得していること。資産担保
コマーシャル・ペーパーまたは資産担保短期債券について(1)イ、の
基準の充足性を判定する際は、「適格担保取扱基本要領」5.の取引先
または取引先の関係企業が保証する債務の取扱いに関する定めを適用し
ない。

(4) 保証付短期外債

保証企業が適格格付機関から a - 2 格相当以上の格付を取得している
こと。

(5) 不動産投資法人コマーシャル・ペーパーおよび短期不動産投資法人債

格付について、次のイ、またはロ、を満たしていること。

イ、適格格付機関から a - 1 格相当の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない不動産投資法人コマーシャル・ペーパーまたは短
期不動産投資法人債であって、その額面金額または元利金の全額につ
き連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業が、適格格付
機関から a - 2 格相当以上の格付を取得していること。

(6) 社債

格付について、次のイ、またはロ、を満たし、かつ、残存期間が1年以
上2年以下であること。

イ、適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない社債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が、適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

（ 7 ）不動産投資法人債

格付について、次のイ、またはロ、を満たし、かつ、残存期間が 1 年以上 2 年以下であること。

イ、適格格付機関から A A 格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない不動産投資法人債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が、適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

5 . 買入残高の上限等

（ 1 ） C P 等および社債等の買入残高の上限は、「資産買入等の基金運営基本要領」 4 . （ 2 ）八、および二、に定めるところによる。

（ 2 ）一発行体当りの買入残高の上限は、C P 等については 1 , 0 0 0 億円、社債等については 1 , 0 0 0 億円とする。ただし、C P 等、社債等のそれぞれについて、買入れの時点において、買入残高が買入毎に日本銀行が別に定める時点における一発行体の総発行残高の 2 割 5 分を超えているものについては、買入対象から除外する。

6．買入方式

売買利回りの下限（以下「下限利回り」という。）を年0．1％とし、買入対象先が売買利回りとして希望する利回りから下限利回りを差し引いて得た値（以下「売買希望利回較差」という。）を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。

7．買入価格

買入対象先が本行による買入れを希望する証券ごとに、下限利回りに6．に定める方式により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格とする。

8．買入日および買入金額等

買入日、買入金額、買入先その他買入れを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入れのつど決定するものとする。

（附則）

この基本要領は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパー
および社債等買入における買入対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙4.）に規定する買入対象先（以下「買入対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入対象先の選定基準等

(1) 買入対象先の選定に当たっては、買入対象先となることを希望する先を公募するものとする。

(2) 買入対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

3. 買入対象先の遵守事項等

(1) 買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、本行の資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 買入対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給
オペレーション基本要領」

1．趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙1．）に定める資産買入等の基金の運営として、共通担保資金供給オペレーション（適格担保を担保として行う公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2．適用

資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーションは、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙1．）の定めにかかわらず、この基本要領による。

3．貸付店

本店（業務局）または支店とする。

4．貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、金融商

品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

5．貸付方式

電子貸付とする。

6．貸付期間

3か月程度または6か月程度とする。

7．貸付利率および利息の徴収

（1）貸付利率

年0.1%とする。

（2）利息の徴収

（1）の貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

8．貸付限度額

「資産買入等の基金運営基本要領」4.（1）に定めるところによる。

9．貸付日および貸付金額等

貸付日、貸付金額、貸付先その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定するものとする。

10．担保

- (1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。
- (2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「適格外国債券担保取扱要領」（平成21年5月22日付政委第63号別紙1.）の定めるところによる。

（附則）

- 1．この基本要領は、本日から実施する。
- 2．「共通担保資金供給オペレーション基本要領」6.(1)ロ.の方式による共通担保資金供給オペレーションによる貸付けのうち、この基本要領の実施日において残高のあるものについては、当該実施日以降、この基本要領に基づいて実施されたものとみなす。

「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給
オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙6.）に規定する貸付対象先（以下「貸付対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 貸付対象先の選定基準等

（1）貸付対象先の選定に当っては、貸付対象先となることを希望する先を公募するものとする。

（2）貸付対象先については、（1）の公募に応じた者（以下「応募先」という。）の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、応募先が貸付けを受けることを希望する本行本支店（1か店のみとする。以下「貸付希望店」という。）の当座預金取引先であること

ロ、貸付希望店との当座預金取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

八、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

二、新たに貸付対象先となることを希望する先については、適格担保の差入実績が、資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーションへの積極的な応札を確保するため本行が必要と認める金額以上であること

3. 貸付対象先の遵守事項等

(1) 貸付対象先の公募に際しては、次に掲げる貸付対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーションに積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 貸付対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

- 1．この基本要領は、本日から実施する。
- 2．この基本要領の実施日に現に「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙2．）に基づく共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）（本行本支店を貸付店とする共通担保資金供給オペレーションをいう。）の貸付対象先である先は、この基本要領に基づき選定された貸付対象先として取扱う。

(財務大臣宛認可申請書)

政第 号

平成 22 年 月 日

財務大臣 野田 佳彦 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の実施に関する件

最近の金融情勢に鑑み、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、リスク・プレミアムの縮小を促し、金融緩和を一段と強力に推進するよう通貨及び金融の調節を行うため、別紙要綱に基づき、指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口の買入れ等を実施し得ることと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱

1．買入対象

- (1)指数連動型上場投資信託受益権にあつては、国内に上場するもののうち、株式市場全体への波及効果及び本行財務の健全性確保の観点から、連動する指数の種類及び市場の流通性等を考慮して本行が別に定めるものとする。
- (2)不動産投資法人投資口にあつては、国内に上場するもののうち、本行財務の健全性確保の観点から、不動産投資法人投資口を発行する投資法人の信用力及び市場の流通性等を考慮して本行が定める基準を満たすものとする。

2．買入方式

本行を委託者兼受益者とし、信託銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下同じ。）を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託にかかる信託財産として指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口（以下「指数連動型上場投資信託受益権等」という。）を買い入れる方式とする。

3．買入価格

時価とする。

4．買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成23

年末までを目途に行い得るものとする。

5．買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は 4,500 億円程度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は 500 億円程度を限度とする。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の 5%とする。ただし、発行済投資口の総数の 5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 銘柄別の買入時期及び買入状況等個別の取引に係る内容は、公表しないものとする。

6．買い入れた不動産投資法人投資口の議決権行使

次に掲げる事項を考慮して議決権行使の指針を定め、信託銀行に当該指針の範囲で善管注意義務に従って不動産投資法人投資口の議決権を行使させるものとする。

(1) 議決権行使は本行の経済的利益を増大することを目的として行われること

(2) 不動産投資法人の投資主の利益を最大にするような投資法人の運営が行われるよう議決権を行使すること

7．買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分

(1) 買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分を行う際は、指数連動型上場投資信託受益権等の市場等の情勢を勘案し、適正な対価によるものとする。

(2) 次に掲げる事項を考慮して指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針を定め、信託銀行に当該指針の範囲で善管注意義務に従って指数連動型上場投資信託受益権等を処分させるものとする。

イ、本行の損失発生を極力回避すること

ロ、本行の指数連動型上場投資信託受益権等の処分により指数連動型上場投資信託受益権等の市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避すること

8. 指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口取引損失引当金

原則として、指数連動型上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口それぞれについて、時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合にその差額を上半期末及び事業年度末に計上する。

9. 業務運営体制

法令遵守等の観点を踏まえ、指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等を担当する部署と企業情報を扱う部署を分離するとともに、指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等を担当する部署への重要事実の情報伝達を遮断する体制を整えるものとする。

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 号

平成 22 年 月 日

金融庁長官 三國谷 勝範 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の実施に関する件

最近の金融情勢に鑑み、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、リスク・プレミアムの縮小を促し、金融緩和を一段と強力に推進するよう通貨及び金融の調節を行うため、別紙要綱に基づき、指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口の買入れ等を実施し得ることと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書及び同法第 61 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱

1．買入対象

- (1)指数連動型上場投資信託受益権にあつては、国内に上場するもののうち、株式市場全体への波及効果及び本行財務の健全性確保の観点から、連動する指数の種類及び市場の流通性等を考慮して本行が別に定めるものとする。
- (2)不動産投資法人投資口にあつては、国内に上場するもののうち、本行財務の健全性確保の観点から、不動産投資法人投資口を発行する投資法人の信用力及び市場の流通性等を考慮して本行が定める基準を満たすものとする。

2．買入方式

本行を委託者兼受益者とし、信託銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下同じ。）を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託にかかる信託財産として指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口（以下「指数連動型上場投資信託受益権等」という。）を買い入れる方式とする。

3．買入価格

時価とする。

4．買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成23

年末までを目途に行い得るものとする。

5．買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は 4,500 億円程度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は 500 億円程度を限度とする。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の 5%とする。ただし、発行済投資口の総数の 5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 銘柄別の買入時期及び買入状況等個別の取引に係る内容は、公表しないものとする。

6．買い入れた不動産投資法人投資口の議決権行使

次に掲げる事項を考慮して議決権行使の指針を定め、信託銀行に当該指針の範囲で善管注意義務に従って不動産投資法人投資口の議決権を行使させるものとする。

(1) 議決権行使は本行の経済的利益を増大することを目的として行われること

(2) 不動産投資法人の投資主の利益を最大にするような投資法人の運営が行われるよう議決権を行使すること

7．買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分

(1) 買い入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分を行う際は、指数連動型上場投資信託受益権等の市場等の情勢を勘案し、適正な対価によるものとする。

(2) 次に掲げる事項を考慮して指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針を定め、信託銀行に当該指針の範囲で善管注意義務に従って指数連動型上場投資信託受益権等を処分させるものとする。

イ、本行の損失発生を極力回避すること

ロ、本行の指数連動型上場投資信託受益権等の処分により指数連動型上場投資信託受益権等の市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避すること

8. 指数連動型上場投資信託受益権及び不動産投資法人投資口取引損失引当金

原則として、指数連動型上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口それぞれについて、時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合にその差額を上半期末及び事業年度末に計上する。

9. 業務運営体制

法令遵守等の観点を踏まえ、指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等を担当する部署と企業情報を扱う部署を分離するとともに、指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等を担当する部署への重要事実の情報伝達を遮断する体制を整えるものとする。